

広報ふたば



【表紙写真】

これからも、ともに。。。

(加須市3.11モニュメント除幕式)



町民の皆さまへ

町長施政方針

3月11日招集の令和3年第1回双葉町議会定例会において、伊澤史朗町長が施政方針を述べ、令和3年度における各種事業の取り組みなどを明らかにしました。



れた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、多くの尊い命が失われたことに深い哀悼の誠を捧げてまいります。

また、世界中が新型コロナウイルス感染症の脅威と戦っている中、新型コロナウイルス感染症により命を落とされた方々やそのご遺族に対しまして心からお悔やみを申し上げますとともに闘病生活を送られている方々にお見舞いを申し上げます。また医師や看護師、保健所職員や臨床検査技師など医療の最前線で日々全力を尽くしている皆さんに心から敬意と感謝を申し上げます。

さらに、去る2月13日の福島県沖を震源とする最大震度6強の地震により被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

さて、一昨日の9日で私の町長としての二期目の任期が満了となりました。

町長就任以来の取り組みと主な成果を申し上げますと一期目の平成25年には、役場機能を埼玉県加須市から福島

県いわき市に移すとともに、国からの避難指示区域の見直しについては、町の意見を申し上げ、見直しを受け入れることとしました。次いで平成26年を「復興元年」と位置付けし、双葉町立幼稚園、小、中学校の再開、さらに双葉町復興まちづくり計画長期ビジョンの策定、コミュニティ情報紙「ふたばのわ」の発行、タブレット端末の各世帯への配付と情報発信、復興公営住宅と双葉町町外拠点の早期整備、中間貯蔵施設整備への苦渋の決断、震災記録誌の発行など、様々な課題がある中、1つ1つ着実に取り組みを進めてまいりました。

震災から8年目を迎えた二期目の平成30年を、「復興具現化元年」と位置付けし双葉町復興まちづくり計画（第二次）を踏まえた3つの基本目標のもと、各種事業の具現化に鋭意取り組んでまいりました。

基本目標の1つ「町の再興」として

①双葉町の新たな「働く拠点」として中野地区復興産業拠点の一部供用を開始し、22社との立地協定締結と双葉町産業交流センターの開所。町内での事業再開に向けた立地支援。

②常磐自動車道「常磐双葉インターチェンジ」の供用開始。

③復興シンボル軸の国道6号東側の供用開始。

④双葉町の避難指示解除準備区域及び

JR双葉駅周辺の一部区域の避難指示の解除合意。

⑤JR常磐線的全線開通に伴うJR双葉駅の橋上化や東西自由通路の供用開始。

⑥「住む拠点」として駅西地区の用地取得と造成工事に着手。

⑦双葉町の基幹産業である農業の再興を図るための地域営農再開ビジョンの策定と地区農地保全管理組合の設立による除染後農地の保全管理作業の実施。

基本目標の2つ目「生活再建」として

①いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅への入居開始。

②特別養護老人ホーム「せんだん」並びにグループホーム「せんだんの家」の開所。

基本目標の3つ目「町民のきずな・結びつき」として

①動画版広報ふたばダイジェストの制作、配信。

②オリンピックデーフェスタ・ふたばスポーツフェスティバルの開催。など復興に向けて大きく動き出した二期目となりました。

以上申し上げました成果は、もとより私や行政だけで達成し得たものではありません。国、県の支援をはじめ、議会、人的支援をいただいている自治体、町民の皆さん、関係団体の皆さん

令和3年第1回双葉町議会定例会が開催されるにあたり、所信の一端を述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から、本日で丸10年を迎えました。本日午後には、双葉町産業交流センターにおいて、東日本大震災後町内で初めて「東日本大震災双葉町追悼式」を挙行いたします。改めて犠牲になら

がそれぞれの立場で、双葉町の復興について共に考え、行動していただいた賜物にほかなりません。改めて皆さんに感謝を申し上げます。

本日が三期目の初議会となります。

令和4年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除、町民の帰還、居住開始を控え、双葉町は真のスタートラインに立ちます。これからの4年間にまさに関心する未来を築いていくための正念場となるため、町民の皆さまの生活支援をはじめ、新たなまちづくりに引き続き全力を注ぎ、町の復興にかかる取り組みをさらに加速してまいります。

具体的な施策としては

町民の皆さんの生活支援策として

- ①避難先自治体との連携を図り、引き続き保健、医療、介護、福祉サービス確保。
- ②ＪＲ双葉駅周辺に診療所を整備し、安心して居住できる環境の実現。
- ③町内でのご自宅への帰還、居住を検討しやすいようハウスクリーニングに関する助成の制度の検討。
- ④国、県とも連携し、町内事業者の事業再開へ向けた支援。

町の未来を築くための施策として

- ①町内の全域避難指示解除の実現に向け、特定復興再生拠点区域の一括認定。

②ＪＲ双葉駅東側において令和4年春頃の特定復興再生拠点区域内の避難指示解除に合わせ、役場機能の全面再開。

③ＪＲ双葉駅西側において地方創生のモデルとなるような、自然環境を活かし、多様な人々が共に未来を切り拓き、自由にチャレンジできるまちづくりの実現。

④景観確保や防災のため、ＪＲ双葉駅西側の無電柱化への取り組み。

⑤歩行者が中心のまちづくり。公共交通を確保し、出歩きやすいまちづくり。

⑥県と連携して東日本大震災・原子力災害伝承館や復興祈念公園を上手に活用し、大震災と原発事故の記録を伝えるとともに、双葉町への訪問客を増やし、交流人口の拡大。

⑦多様な方に双葉町の復興に関心を持ってもらうための取り組みと移住・定住の促進。

そして、令和3年度は、双葉町復興まちづくり計画（第二次）の最終年度であり、令和4年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除、居住開始に向けた準備期間であることから、帰還できる環境の整備に全力で取り組んでまいります。

また、帰還後の双葉町のあるべき姿を具現化するため、先に述べました「町民の皆さんの生活支援策」並びに「双葉町の未来を築く施策」を柱とした双

葉町復興まちづくり計画（第三次）を策定してまいります。

令和3年度に重点的に

取り組む施策

新型コロナウイルス対策

まず、優先してやらなければならないことは、町民の皆さんの命と生活を守るための新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策であります。全国における感染者が減少傾向にあるものの、減少幅の鈍化やウイルスの変異株も感染が確認されていることから、予断を許さない状況にあります。予防対策としてのワクチン接種であります。先月下旬には医療従事者への先行接種が始まり、4月12日からは65歳以上の高齢者、基礎疾患のある方などを優先に、次いで一般の方への接種の予定が示されておりです。全町避難が続いている中で双葉町については、避難先の自治体に接種を要請するとともに、随時、町民の皆さんにきめ細やかな情報を提供し、速やかにワクチン接種ができるよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。

新・生活サポート交付金

次にこれまで年度ごとに交付しておりました生活サポート補助金についてであります。多くの町民の皆さんから、一括交付できないかなどの声が寄せられておりました。このたび、財源

の見通しがついたことから、令和3年度から7年度までの5年分を新・生活サポート交付金事業として一括交付することといたしました。

町民の皆さんの帰還に向けた取り組み

令和4年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除、町民の皆さんの帰還・居住開始を見据えた主な事業についてであります。避難指示解除要件を満たしているかどうか、引き続き放射線量等検証委員会に放射線量等の低減状況について専門的な検証並びに提言を求めてまいります。

役場庁舎整備など

また、町内での役場機能の本格的な再開に向け、駅東側に仮設庁舎を整備してまいります。また駅東地区については、町民主体でまちづくりを進めるため、「(仮称)駅東のまちづくり協議会」を設立し、運営の支援を行ってまいります。

防犯対策

町民の帰還や居住開始に合わせた防犯・防災対策については、防犯灯をLEDに交換するとともに、24時間体制の町内巡回パトロールに加え、特定復興再生拠点区域内の家屋等の戸別巡回を実施するなど防犯に特化した対策の強化を講じてまいります。さらに町内の防火に対応するための活動拠点として双葉町消防団の基幹分団となる第一分団屯所を新たに整備してまいります。

一方、特定復興再生拠点区域及び帰還困難区域の住宅敷地の管理が行き届かず草木が繁茂していることから、環境美化支援の一環として、住居の使用者または所有者の方に対し、除草剤を配布してまいります。

駅西地区

「住む拠点」として、双葉駅西地区復興拠点内に整備を進めている災害公営住宅、再生賃貸住宅の供用開始を見据え、令和3年度中頃に入居者募集を開始いたします。また双葉駅西地区内にIRU光ファイバーケーブルを敷設し帰還・移住される住民の通信環境向上に努めてまいります。さらに、当拠点内2期分の用地を取得し、計画的に整備を進めてまいります。

医療施設

そして、住民の帰還に伴い欠かすことのできない施設として、医療施設があります。町内に医療施設を整備するため、令和3年度予算として、医療施設建設に伴う設計業務を実施し、現在構想している素案を基に、必要な医療設備の内容を具体化してまいります。

固定資産税

納税義務者の税負担の軽減を図るため「令和3年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例」を制定するため議案として提出さ

せていただきます。なお、令和3年度は、令和2年度の内容に沿う方向で整備をしてまいります。

農業関係

農業関係ではありますが、除染後農地の保全管理により営農環境を整え、円滑な営農再開へとつなげていくため、平成30年度より農地保全管理組合の体制づくりを進めてまいりました。

その結果、令和2年度に上羽鳥地区農地保全管理実行組合、下羽鳥・長塚地区、中田地区、下長塚地区、三字地区農地保全管理組合が設立され、令和3年度からは6地区の保全管理組合で農地の草刈や耕起等の作業が行われます。

令和4年春頃の避難指示解除後、帰還された方が野菜作り等に取り組める環境整備の一環として、特定復興再生拠点区域での園芸品目の出荷制限等解除に向けた試験栽培の取り組みを令和3年度以降も進めてまいります。また、将来的な水稲の作付再開に向けて、水稲栽培の安全性や生育を確認するため、下羽鳥地区で水稲の試験栽培を実施いたします。

長期間の避難指示等による、農地及び農業用施設の機能を回復させるために、上羽鳥地区で農業基盤整備促進事業を実施し、営農が再開できる環境を構築してまいります。

営農再開に向けて、ビジョンの具現化に向けて地権者の農業再開に関する気運醸成と合意形成を図るため、地区

座談会や個別訪問、農地利用に関するアンケートの再実施を行います。併せて、外部からの担い手確保に向けて、新規参入・就農促進等の調査を行ってまいります。

イノシシ等に関しては、双葉町有害対象狩猟鳥獣捕獲隊を編成し、旧避難指示解除準備区域内の捕獲を行ってまいります。また、福島県二ホンザル管理計画（第3期計画）の対象区域に令和2年10月に追加されたことから、被害防止計画を作成するための調査を実施いたします。

教育関係

教育関係についてであります。平成26年度に開校した町立幼稚園、小・中学校は、令和3年度は幼稚園5名、小学校30名、中学校6名の41名でのスタートを予定しております。

また令和3年度には、町立学校に勤務するALTの出身地であるイギリスの自治体との友好都市締結を推進し、双葉町生徒海外派遣事業につなげるため、事前調査を実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から延期としておりました令和3年双葉町成人式については、感染防止対策を徹底した上で、5月1日に産業交流センターにおいて挙行いたします。

令和2年度において、双葉町内における既存教育関係施設の在り方の適正

化を図るために、基本的な事項について検討する「双葉町学校等施設在り方検討委員会」を立ち上げ、2月5日には「双葉町内学校等施設の在り方について」答申をいただきました。その答申内容を参照し、2月12日の「双葉町総合教育会議」において、各施設の利用可否を含め、方向性を確認いたしました。今後は「町づくり推進機関」において具体的な検討、調整を進め決定してまいります。

公共下水道

公共下水道事業についてであります。が、特定復興再生拠点区域内のインフラ整備を進めるため、引き続き特定復興拠点区域内の下水管渠等の災害復旧工事に取り組んでまいります。

以上、町長就任以来の取り組みとその成果、並びに令和3年度の町政に臨む私の所信と施策の一端を述べましたが、町政運営にあたりましては、引き続き議会、町民の皆さんとの対話を重視するとともに、令和4年春頃の特定期復興再生拠点区域全域の避難指示解除と居住開始、並びに双葉町復興まちづくり計画（第三次）の策定に向けて、職員一同全力で取り組んでまいります。ので、議員各位並びに町民の皆さんの一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上申し述べまして、令和3年度における施政の方針といたします。

伊澤史朗町長 初登庁



1月14日告示の双葉町長選挙において無投票で当選した伊澤史朗町長が3月10日、双葉町いわき事務所に初登庁しました。

町民の方や職員代表から花束を受け取った伊澤町長は、三期目の就任あいさつの中で「町に戻ってからどのように町を維持、存続させていくか。町民の皆さんが置かれている厳しい状況を少しでも改善できるか。さらには帰町される町民の方、町に戻ることができない方、いろいろな条件、状況の方がおられるということを忘れずに、私自身も平成25年3月に初めて町長に就任した時の気持ちを忘れることなく初心に立ち返って、しっかりと町の復興、町民の皆さんの生活再建のために取り組んでいきたい」と決意を述べました。

菅義偉内閣総理大臣がJR双葉駅周辺を視察しました



3月6日、菅義偉内閣総理大臣が来町し、JR双葉駅周辺を中心に町の復興状況を視察されました。

伊澤史朗町長から町の復興状況等を説明し、中野地区復興産業拠点に進出する浅野燃糸株式会社と町が共同開発したタオル「ダキシメテフタバ（タオルマフラー）」を菅総理に実際に使用していただきました。

伊澤町長から、特定復興再生拠点区域の拡大について強く要望し、菅総理は「長い年月がかかっても、国が前面に立って福島復興の取り組みを行う」と述べられました。

令和3年4月1日から行政組織が変わります

町民の皆さまの避難先での生活支援や賠償対策等と、防災・一時立入り・帰町準備等を一体的に行うため行政組織を変更し、生活支援課を住民生活課に統合します。

令和3年3月31日まで

生活支援課

(生活支援係、賠償対策係、総務係)

住民生活課

(生活環境係、帰町準備室帰町準備係)

※この行政組織変更に伴い、原子力防災対策を一元化するため、以下の業務を住民生活課に移管します。

復興推進課・原子力対策系の業務

令和3年4月1日から

住民生活課

(生活環境係、生活支援・賠償対策係、原子力対策係、帰町準備室帰町準備係)

※埼玉・郡山支所、つくば・南相馬連絡所の運営管理を含む。



埼玉県加須市3.11モニュメント除幕式 ～旧騎西高校～

加須市と双葉町

主な動き

- 平成23年3月30日、31日
約1,200人の町民が、旧騎西高校に避難
- 平成23年4月1日
旧騎西高校内「双葉町埼玉支所」を開設
- 平成23年10月1日
加須市にて双葉町元気農園開園
- 平成25年10月1日
双葉町埼玉支所を旧騎西高校から加須市騎西総合支所内へ移転
- 平成25年12月27日
旧騎西高校避難所の入所者全員が退所
- 平成26年3月27日
旧騎西高校避難所の鍵を埼玉県に返還
- 平成28年11月3日
加須市と友好都市盟約を締結

現在も、加須市民の皆さんとは、加須市民平和祭や、騎西藤まつりでの交流、また双葉町埼玉自治会の皆さんと騎西地区の皆さんの夏祭りでの交流などを通じ、友好都市の絆を深めています。

また要介護認定や児童・生徒の就学などの避難受入の特例事務のほか、デマンド型乗合タクシーへの登録、公共施設の利用、毎月発送の情報提供や双葉町と共に個別訪問など、加須市独自の支援も継続していただいております。



▲ 大橋良一加須市長あいさつ

東日本大震災の発生から10年、友好都市である埼玉県加須市の旧騎西高校（現SFAフットボールセンター）において、3.11モニュメント（記念碑）の除幕式が行われました。この記念碑は、加須市が東日本大震災・原子力災害を風化させないために埼玉県との協力のもとに制作されたもので、書道家の渡部翠峰（正義）さん（長塚一）が題字「希望」を揮毫、加須市美術連盟の赤荻北洲さんが撰文を揮毫し、加須市美術連盟の藤田博史さんが記念碑を制作しました。

除幕式では、大橋良一加須市長、柿沼秀雄加須市議会議長のあいさつに続き、来賓あいさつの中で徳永修宏副町長と伊藤哲雄町議会議長から加須市の皆さんに対し、これまでいただいた数々のご支援に対する感謝の言葉を述べました。新型コロナウイルス感染症対策をとりながら屋外で行われた式典には、加須市に避難する町民の方々約40人が参加し、「希望」の文字が刻まれた約2メートルの記念碑の前で記念撮影をする姿も多く見られました。



▲ 除幕の様子



▲ 黙とう

加須市
種足小学校
たなだれ

双葉町

南・北小学校

オンライン交流

3月4日、町立学校仮設校舎音楽室で、卒業を間近に控えた種足小学校6年の児童からのビデオレターを鑑賞し、感想や今後の交流への希望などをビデオレターに収めるオンライン交流の授業が行われました。授業に参加したのは双葉南・北小学校5・6年の児童です。

例年、種足小学校の児童が町立学校仮設校舎を訪れて交流を続けており、昨年は町立学校の児童が修学旅行で種足小学校を訪れるなど交流を継続してきましたが、今年は新型コロナウイルス感染症対策で移動が制限されたため、オンラインでの交流となりました。

双葉ダルマを背景にした種足小学校児童からのメッセージや吹奏楽演奏「木星」のビデオレター、心の込められた手紙に対し、町立学校児童から「震災のことを忘れないでいてくれてありがとう」という感謝の気持ちを込めたメッセージをビデオレターに収め、種足小学校へ贈りました。



▲ 種足小学校児童からのビデオレターを鑑賞



▲ 種足小学校児童からの手紙

▶ 3月16日、種足小学校の児童が双葉南・北小学校からのビデオレターを鑑賞する様子



▶ 「また会いましょう」とメッセージを送りました

友好町 京都府京丹波町×双葉町
町長 オンライン対談

3月8日、京都府船井郡京丹波町と双葉町いわき事務所をオンライン会議システムでつなぎ、太田昇京丹波町長と伊澤史朗町長がオンラインで対談を行いました。

伊澤町長から太田京丹波町長へ震災から10年の歩みや、現在の双葉町の状況を説明し、川俣町や旧騎西高校の避難所にも支援物資等をお贈りいただいたことや、京丹波町社会教育委員の皆さま、スポーツ少年団の皆さまからいただいたご支援や交流などについて感謝の気持ちを伝えました。

最後に、友好町としてどんな交流をしたい

かについて、太田京丹波町長は「震災は起きてしまったが京丹波町民は双葉町についてとてもよく知っているし、いつも気にかけている。これからも、双葉町の復興に寄り添い、京丹波町にも来てもらって交流を続けたい」と述べられ、伊澤町長は「かつて京丹波町の皆さんと交流した海水浴場やキャンプ場は帰還困難区域内に指定されており、これからは中野地区で伝承館の見学、産業交流センターでの昼食、新設されるホテルに宿泊していただくなど、今の双葉町を知ってもらえるような交流を続けたい」と述べました。



▲ 対談中の様子

(右側：京丹波町社会教育委員の皆さんからいただいた折り鶴、左側：京丹波町と関西大学の学生の共同企画「ダルマ1000プロジェクト」のダルマ折り紙)

今回の対談の様子は、京丹波町ケーブルテレビで放送されるほか、双葉町公式YouTubeチャンネルでも今後配信いたします。

温かいご支援をありがとうございます



長崎大学様から「放射線と放射性物質に関するハンドブック」を寄贈いただきました。

日常生活を送る上で役立つ放射線に関する基礎知識が、分かりやすいQ&A方式で掲載されています。作成者であり、双葉町放射線量等検証委員会委員の高村昇教授から、3,500冊寄贈いただきました。広報ふたばに同封しましたので、ご活用ください。



株式会社デリス建築研究所様より、アルコールジェル500ml入りを240本、3L入り詰め替え用を370本、及びミニボトルを4,160本を寄贈いただきました。



南相馬市出身の天台宗僧侶、泉智仁様より、町立学校へ海苔と八丁味噌と支援金を、双葉町を含む双葉郡8町村の子どもたちに木桶仕込みの醤油を寄贈いただきました。



被災した各地の復興支援に取り組む神戸市在住の建築士、曹弘利（チョホンリ）様より、双葉町の未来をテーマに描いた絵と、その絵をプリントしたTシャツとトートバックを寄贈いただきました。

住民税（町県民税）が未申告の方へ

所得税の確定申告がお済みでない方で、前年中に収入がなかった方はその旨を町戸籍税務課までお知らせください。

ご連絡がないと、収入の有無を正しく判断できないため、所得証明書の発行や国民健康保険税、介護保険料の算定に支障をきたす場合があります。なお、ご連絡いただけない方には追って収入状況の確認を取らせていただくことがあります。（障害者年金、遺族年金などの非課税所得のみの方も同様にお知らせください。）

詳しくは広報ふたば2月号または町公式ホームページに掲載していますので、ご一読のうえ、下記までご連絡ください。

なお、所得が公的年金のみの方は支払元から報告をいただいておりますので、連絡をいただく必要はありません。

※申告所得税の申告・納付期限が令和3年4月15日まで延長されていますので、申告所得税については、最寄りの税務署までご相談ください。

～ 震災から10年の月日が流れて ～



― 東日本大震災 双葉町追悼式 ―

東日本大震災の発生から10年が経過した3月11日、双葉町産業交流センター大会議室において遺族の方や関係者が参列し、東日本大震災双葉町追悼式が挙行されました。

双葉町では地震によって発生した大津波などで亡くなられた方が21人、震災関連死として認定された方が3月11日現在155人となっております。

午後2時40分より国の東日



本大震災十周年追悼式を会場内のモニターで中継し、参列者は中継映像に合わせて午後2時46分には犠牲になられた方々のご冥福を祈り1分間の黙とうを捧げました。

町の追悼式は、伊澤史朗町長が「かけがえのない多くの命が失われ、東北各地に大きな被害をもたらした東日本大震災、そして東京電力福島第一原子力発電所事故と重なり合った複合災害の発生。あの日から10年の歳月が流れました。ここで改めて、最愛のご家族、ご親族、そしてご友人を亡くされた方々に心か



ら哀悼の誠を捧げます」と震災で亡くなられた方々、長期に渡る厳しい避難生活による震災関連死と認定を受けられた方々、双葉町に戻ることもなく避難先で亡くなられた方々に、哀悼の意を表し式辞を述べました。

続いて、吉田栄光県議会議員、伊藤哲雄町議会議長、緒方賢一郎双葉警察署浪江分庁舎地域交通課長代理、加勢信二双葉地方広域市町村圏組合本部消防長が追悼の辞を述べられ、参列者は亡くなられた方々を偲び、祭壇に白い菊花を手向けました。



第1回双葉町議会定例会

令和3年第1回双葉町議会定例会で、伊澤史朗町長が行政報告を行いました。
その概要をお知らせいたします。



行政報告



12月定例会以降の行政経過についてご報告します。

―双葉町成人式―

新型コロナウイルス感染拡大のため、1月3日に開催を予定しておりました令和3年双葉町成人式を延期、双葉町賀詞交換会を中止といたしました。

―交通死亡事故ゼロ―

6,000日達成―

2月2日、平成16年8月以来更新してまいりました町内での交通死亡事故ゼロが、6,000日を達成いたしました。未だ町内の大部分が東日本大震災と福島第一原子力発電所事故による避難指示区域に設定され、その一方で復旧・復興事業が進み、交通量が増加しているにもかかわらず交通死亡事故ゼロが続いていることは、関係機関のご努力の賜物であります。

悲惨な交通死亡事故が発生しない

よう、引き続き関係機関とともに呼びかけを行ってまいります。



―双葉町学校等施設在り方検討委員会―

検討委員会―

2月5日、令和2年度第3回双葉町学校等施設在り方検討委員会が開催され、双葉町内の教育施設の活用等について協議をいただき、答申が決定されました。委員会終了後、11人の検討委員会委員を代表し、江井俊雄委員長から館下明夫教育長に答申書が手渡されました。

2月12日、令和2年度第2回総合

教育会議を開催し、双葉町学校等施設在り方検討委員会から提出された「双葉町内学校等施設の在り方について」の答申内容をもとに、双葉町内の既存教育施設である小中学校、学校給食センター、図書館、歴史民俗資料館の利用可否等について協議をしました。



―福島県沖地震―

2月13日23時8分頃に発生した福島県沖地震により福島県内でも震度6強を観測しました。本町では震度6弱を観測し、ただちに災害対策本部会議を開催し、翌朝から双葉町内の公共施設等の被害調査を実施いたしました。今回の地震では津波が発生しなかったことも幸いし、町内では産業交流センターの設備などに被害がありました。大きな被害はありませんでした。

来年春ごろの住民帰還を目標としている本町としても、引き続き防災対策に取り組んでまいります。

専用のホームページを開設しました

双葉駅西側地区

まちづくりプロジェクト

<https://restart-futaba.com/>

今後、整備の進捗状況等について情報発信します。



双葉町産業交流センター

(略称：F-BICC)

<https://www.f-bicc.jp/>

詳しいアクセス方法や、フロアガイド等をご確認いただけます。



下水道災害復旧工事を 実施します

J R 双葉駅東側周辺において、令和3年12月末（予定）までの期間、下水道災害復旧工事を実施します。工事期間中は状況により一部車両通行止めを行いますので、通行の際には現地交通誘導員の指示に従ってください。ご理解とご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

建設課 ☎0246-84-5209



双葉町南相馬連絡所の業務を一部変更します

双葉町南相馬連絡所は、避難指示（帰還困難区域）及びJ R 常磐線（富岡～浪江間）の不通に伴い、行政サービスの提供のため、平成26年（2014年）6月30日、南相馬市原町区の浪江町南相馬出張所内2階に開設し、主に諸証明の受付業務を行ってきましたが、特定復興再生拠点区域の一部避難指示解除に伴い、常磐線の全線開通や双葉町役場コミュニティーセンター連絡所の開設などサービス環境が改善したことから、令和3年4月1日から、連絡所の業務を一部変更し、諸証明の受付業務を縮小し、避難者支援業務（会議室の貸し出し）及び相談業務を行います。ご利用の際は、申し込みのうえご利用ください。

業務時間 月曜日～金曜日 8:30～12:00 / 13:00～17:15（土日祝日、年末年始除く）

電話番号 ☎0244-32-1275

【問い合わせ先】 住民生活課 生活支援・賠償対策係 ☎0246-84-5419

ふるさと帰還通行カード

原発避難無料措置期間延長 —令和4年3月31日まで—

原発事故による帰還困難区域等からの避難者に対する高速道路通行料金の無料措置は令和4年3月31日24時まで延長となりました。

なお、ふるさと帰還通行カードについては、現在お持ちの青色のカードを継続してご利用いただけます。

※制度本来の趣旨・目的に沿わない利用が確認されていることなどから、制度趣旨に合った適切な利用となるよう令和3年度内に見直しが行われます。

【問い合わせ先】 NEXCO東日本お客さまセンター ナビダイヤル ☎0570-024-024

～教育長メッセージ～

夢と希望のある「学び」へ

令和3年度がスタートいたしました。本年度は、双葉町にとって、さらなる大きな飛躍となる段階に向けてスピード感を持って準備していくこととなります。令和4年の春頃には、町民の皆さまが帰還開始できるよう、特定復興再生拠点区域内全域の避難指示解除をめざして、インフラ整備、生活環境づくりを完了させなければなりません。

また、『復興五輪』と称された、2020東京五輪・パラリンピック開催が新型コロナウイルス感染症の影響で1年間延期されましたが、3月25日には、JR双葉駅周辺の町道及び広場をコースとした聖火リレーも実施し、スポーツの祭典がスタートしました。

それから、兼ねてより懸案事項であった、町内学校等施設の在り方については、利用の可否も含め段階的な在り方の方向性を確認することができました。「町づくり推進機関」において具体的に検討・調整に入ります。

いわき市錦町にて再開した町立学校も8年目を迎えました。現在、新入生はもちろん、進級した在校生を迎え入れるため、4月6日の、幼稚園の入園式及び小・中学校の合同入学式と始業式の準備を進めているところです。本年度も「新型コロナウイルス感染防止対策」のため、参加人数を縮小し式典を開催する予定です。

県内外の多くの双葉町の幼児、児童・生徒の皆さんも、それぞれの就園・就学先で夢と希望に胸を膨らませ、新生活を楽しみにしていることと思います。保護者の皆さまからも温かい励ましの言葉をかけていただきますようお願いいたします。

町立学校の教職員組織も新体制になりましたので、次号の広報ふたばにてご報告いたします。

また、生涯学習に係る各自治会や婦人学級におきましても、令和3年度の組織並びに年間計画の策定をよろしくお願いいたします。「コロナ禍」ではありますが、生涯学習・社会教育・学校教育に携わる人々が一体となって連携協力し、幼児期から義務教育、義務教育から生涯学習へと学びが連続的に繋がり充実するよう『つながる学び』をそれぞれの場面でサポートしてまいりたいと思いますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

双葉町教育振興基本計画【R3年度～R7年度】基本構想

双葉町を担う「貢献できる人材の育成」をめざすべく教育基本構想を掲げ、双葉町が大事にしてきた「双葉町の教育8つの柱」を引き継ぎ、それを実現するための15の目標を設定し、教育環境の充実や歴史・伝統・文化の継承に努めてまいります。

学校教育

●めざす子どもの姿 生活や学習に目標を持ち 学び続ける子供

幼児期から中学校までの学びが連続する教育活動を展開することにより、子どもたちが、やがて社会人として成長したとき、社会や地域に「貢献できる人材」に育てるため、幼児期から中学校までの学びが連続する教育活動を展開する。

生涯学習

●めざす町民の姿 生涯を通じて 健康で 学び続ける町民

「いつでも、だれもが」学びたいと思う環境をつくり、生涯にわたる豊かな学習活動とスポーツライフを支援する。

双葉中学校 第71回卒業証書授与式

3月12日、町立学校仮設校舎体育館において、双葉中学校令和2年度卒業証書授与式が挙行されました。この日、新たな門出を迎えた4人の卒業生は、在校生や来賓、保護者が見守る中、呼名を受けしつかりとした足取りで壇上に向かい、西丸賢校長から卒業証書を受け取りました。西丸校長が「双葉町の皆さんが

様々な困難を乗り越えて再開したこの双葉中学校が皆さんの母校です。胸を張って前に進んでください」と式辞を述べ、館下明夫教育委員会教育長が教育委員会告辞を、伊澤史朗町長と伊藤哲雄町議会議長が祝辞を述べました。

続いて在校生を代表して2年生の渡部勇さんが卒業生一人ひとりの思い出の思い出の詰まった学舎を後にしました。



▲ 3年間見守ってくれた熊野神社の前で担任の先生と一緒に



令和3年春の全国交通安全運動

運動期間 4月6日(火)から4月15日(木)までの10日間

運動のスローガン ぼくを見て 横断歩道の 小さな手

年間スローガン わたります 止まるやさしさ ありがとう

交通事故死ゼロを目指す日
4月10日(土)

**運動の
重点**

- (1) 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) 歩行者等の保護を始めとする安全運動意識の向上



主唱：福島県、福島県交通対策協議会

やってみよう! 双葉中学校 職業体験

2月18日、町立学校仮設校舎家庭科室において、双葉中学校生徒の職業体験が行われました。

講師を務めたのは、いわき市の洋菓子製菓店「ケーキランド」の高橋社長と従業員の方々4人です。はじめに講師から作り方を説明されると生徒からはその技術と速さに歓声があがりました。注文があればどんなケーキでも作るという講師に生徒からは「今まで作った中で一番難しかったケーキはなんですか」という質問が。講師からは「赤ちゃん（新生児）を模したケーキが一番難しいです」という答えが返ってきました。

講師の皆さんからの「とにかく失敗を恐れず挑戦してほしい」というアドバイスに従い、生徒たちは真剣にケーキ作りに取り組み、自分だけのケーキを完成させました。



世界に1つだけのオリジナルケーキが完成しました

ふるさとの伝統を継承 ～民俗芸能、復興の祈り～

3月7日、二本松市を拠点として、福島県とNPO法人民俗芸能を継承するふくしまの会がオンラインで開催した「震災より10年 民俗芸能～復興の祈り」において、前沢女宝財踊り保存会の皆さんが女宝財踊りを披露しました。半谷八重子会長の「町民に踊りで元気を届けることで、ふるさとの絆をつなぎたい」との思いが込められた舞の動画は、動画投稿サイトYouTubeの「ふくしま民俗芸能ちゃんねる」において公開されています。



双葉町芸術文化団体連絡協議会

美術展示・芸能発表 - F-BICC -

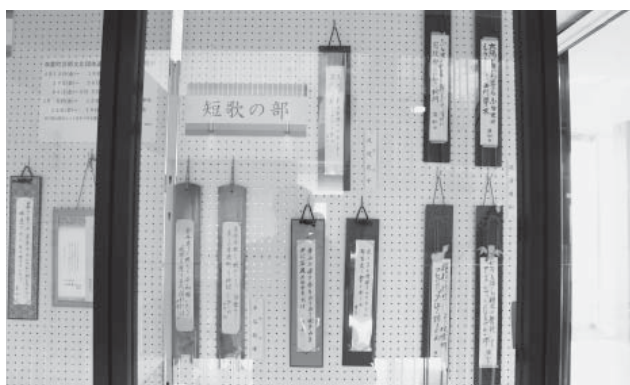
2月18日から3月28日まで、双葉町産業交流センター（略称：F-BICC）において、震災後町内では初となる双葉町芸術文化団体連絡協議会主催の美術展示が開催されました。

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度の美術展示の機会がなかったことから、活動を継続したいという協議会の皆さんの思いで実現しました。

2階のレストラン前の休憩スペースにガラス越しに「写真」「書道」「絵画」「短歌・俳句」「刻字・創作等」の作品が週替わりで展示され、産業交流センターを訪れた方や就業者の方々が次々に足を止め、「先週と違うものだね」などと歓談しながら、作品を鑑賞していました。

また、芸能発表も行われ、2月28日には震災後町内で3度目となる標葉せんだん太鼓保存会の皆さんの力強い太鼓の演奏が中野地区の青空に響き渡り、東日本大震災・原子力災害伝承館や産業交流センターを訪れた多くの方が鑑賞していました。

美術展示、芸能発表については3月15日号及び4月15日号のふたばのわでも詳しくお知らせしています。3月28日のJAスマイル大正琴の皆さんの芸能発表については、広報ふたば5月号でお知らせします。



双葉町総合教育会議

～ 学校等施設在り方検討委員会の答申を受けて～

2月12日、双葉町いわき事務所において、双葉町総合教育会議が開催されました。

2月5日に開催された令和2年度第3回双葉町学校等施設在り方検討委員会で委員長から提出された答申書をもとに、伊澤史朗町長と館下明夫教育委員会教育長、双葉町教育委員が今後の方向性について話し合いを行いました。

経年劣化が深刻なことなどから、双葉南・北小学校、双葉中学校を学校施設として再利用することは難しいという答申書の内容に異論はないとし、学校等施設をどのように活用するか、今後「町づくり推進機関」などで方向性について議論を重ねていくことを決定しました。



つたえる つなぐ 双葉町展

3月9日から3月14日まで、双葉町産業交流センター（略称：F-BICC）において、双葉町復興支援員（一般社団法人ONE 福島）主催の「つたえる つなぐ双葉町展」が開催されました。

新型コロナウイルス感染症対策で中止となった昨年を除き、過去3回開催してきたインフィオラータ（花絵）については、感染症対策として造花の完成品の展示となりました。

展示をご覧になった方からは、桜の花形のふせんに書いた双葉町へのメッセージが寄せられ、最終日の3月14日は多くのメッセージで大きな桜の花を咲かせていました。



町民の皆さまから寄せられたありがとうメッセージをパネルで展示しました



産業交流センター入居企業や中野地区復興産業拠点立地企業からのメッセージパネル



町立学校の子どもたちや町民の皆さまからいただいた未来の双葉町へのメッセージ



「未来への道」がテーマのインフィオラータ（花絵）



展示をご覧になった方から沢山のメッセージが寄せられました

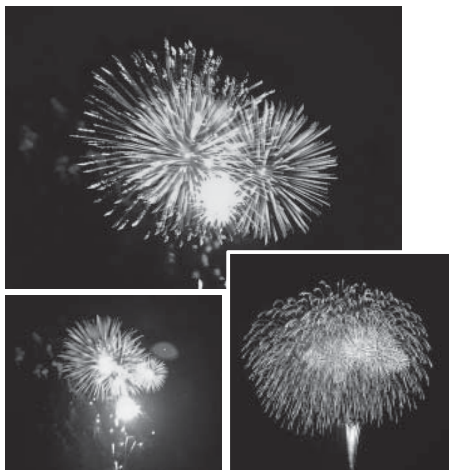


キオクツナグミライ
— キャンドルナイト —



産業交流センター（奥）とキャンドルナイト
（東日本大震災・原子力災害伝承館の屋上から）

震災から10年を迎えた福島での追悼復興イベント SONG OF THE EARTH 311 -FUKUSHIMA 2021-



3月11日、一般社団法人 LOVE FOR NIPPON 主催、福島県相双地方振興局と公益財団法人福島イノベーションコースト構想推進機構の共催で、東日本大震災・原子力災害伝承館において、キャンドルナイトが開催されました。多くの方が復興への祈りを込めたキャンドルに灯りがともされ中野地区の夜を静かに照らしました。

また、まちづくり会社である「一般社団法人ふたばプロジェクト」と福島県相双地方振興局がそれぞれ復興祈念公園から追悼の花火を打ち上げ、訪れた方々は思い思いに夜空を見上げていました。

健康づくり推進協議会

— 委嘱状交付式 —

2月26日に双葉町いわき事務所で開催された健康づくり推進協議会に先立ち委嘱状の交付を行い、9人の委員に委嘱しました。

委員の任期は2年で、町民の皆さまの健康増進及び健康維持のために健康づくり推進に関する事項について、今後委員の皆さんにご意見をいただくこととなります。



令和3年度（2021年4月～2022年3月）

乳幼児健康診査と予防接種のお知らせ

☆ 乳幼児健康診査 ☆

現在、双葉町は福島第一原子力発電所事故による避難中のため、町での乳幼児健康診査を行っておりません。原発避難者特例法により、避難先自治体で受診していただくことができます。

ただし、乳幼児健康診査については、健診対象月齢や実施方法が各自治体によって異なりますので、詳しくは避難先自治体の母子保健担当部署にお問い合わせください。

乳幼児健康診査をスムーズに受診するためにも、避難先の住所の変更があった場合は、速やかに戸籍税務課へ連絡をお願いします。



☆ 予防接種 ☆

予防接種とは、ワクチンを接種して免疫を作ることにより、発病を予防したり、かかったとしても症状を軽くしたりする方法です。感染症にかからないように、予防接種を受けて免疫をつけましょう。

【子どもの定期予防接種】

赤ちゃんがお母さんからもらった抵抗力（免疫）は、赤ちゃんの成長とともに自然に失われるため、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。

子どもの定期予防接種は、法律で決められた予防接種で、接種料金は無料です。ただし、接種の対象時期（対象年齢）が過ぎてしまうと費用が自己負担となりますのでご注意ください。

予防接種の種類		対象年齢	接種回数
ロタウイルス (いずれか同一の製剤で接種)	1価	生後6週から24週の期間で、27日以上あけて (1回目は生後14週6日までが望ましい)	2回
	5価	生後6週から32週の期間で、27日以上あけて (1回目は生後14週6日までが望ましい)	3回
ヒブ（インフルエンザ菌b型）		生後2カ月から60カ月（5歳）に至るまで	4回
小児用肺炎球菌		生後2カ月から60カ月（5歳）に至るまで	4回
B型肝炎		生後2カ月から1歳に至るまで	3回
四種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)		生後3カ月から90カ月（7歳6カ月）に至るまで	4回
結核（BCG）		生後1歳に至るまで	1回
水痘		生後12月（1歳）から36月（3歳）に至るまで	2回
麻しん風しん (MR)	I期	生後12カ月から24カ月に至るまで	1回
	II期	5歳から小学校入学の前の年度	1回
日本脳炎	I期	生後6カ月から90カ月（7歳6カ月）に至るまで	3回
	II期	9歳から13歳未満まで	1回
二種混合（ジフテリア・破傷風）		11歳以上13歳未満まで	1回
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん) ※2	2価	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる	3回
	4価	日の属する年度の末日までの間にある女子	3回

※2：ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種については、平成25年からその副作用について審議が続いています。希望者は主治医と相談し、慎重な判断が必要です。



◆接種方法… 福島県内と福島県外とで接種方法が異なります。

○福島県内にお住まいの方

- ・県内の予防接種実施医療機関で接種が受けられます。
- ・予診票がお手元に無い場合には、予診票を交付しますので健康福祉課健康づくり係へご連絡ください。

○福島県外にお住まいの方

- ・原発避難者特例法により、避難先自治体で接種を受けることができます。
- ・避難先自治体の予防接種担当部署にお問い合わせください。なお、町からの依頼書等が必要な場合には、健康福祉課健康づくり係へご連絡ください。

[成人の定期予防接種]

これらの予防接種は、希望される方に対して実施するものですので、接種の義務はありません。接種を希望される方は、効果や副反応などについて、十分理解したうえで、医師と相談し接種を行ってください。

予防接種の種類(時期)	対象年齢
高齢者インフルエンザ (10月～12月)	・接種日の年齢が65歳以上の方 ・60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がい有する方(身体障がい者手帳1級程度)
高齢者肺炎球菌 (通年)	・令和4年3月31日時点の年齢が65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の方 ・60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がい有する方(身体障がい者手帳1級程度) ※これまでに高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことのある方は、助成の対象となりません。

◆接種方法…対象の方には個別に通知しています。

○福島県内にお住まいの方

- ・町からお送りする予診票を使用し、県内の予防接種実施医療機関にて無料で接種が受けられます。

○福島県外にお住まいの方

- ・原発避難者特例法により、お住まいの地域にある医療機関で接種を受けられます。まずは避難先自治体の予防接種担当部署へお問い合わせください。接種費用が生じた場合には申請により助成いたします。

予防接種の種類(時期)	対象年齢
成人風しん (追加的対策) (令和4年2月28日まで)	・昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性。 ・令和元年度、令和2年度に風しんの抗体検査と予防接種を無料で受けられるクーポン券をお送りしています。発行年度にかかわらず有効期限が令和4年2月28日まで延長になりました。 ・抗体検査は、職場や町の健康診査でも同時に受けることができます。詳しくは健康福祉課健康づくり係までお問い合わせください。

[任意予防接種の接種費用の助成]

町では、小児インフルエンザと成人風しんの予防接種に対する助成を実施しています。



予防接種の種類(時期)	対象者	助成内容
小児インフルエンザ (10月～1月)	生後6カ月～13歳未満	・1回の接種につき2,000円を上限として助成 ・助成回数：2回まで
	13歳～中学3年生	・1回の接種につき2,000円を上限として助成 ・助成回数：1回
成人風しん (通年)	接種当日に双葉町に住民票のある方で、[妊娠を予定または希望している女性]とそのパートナー	・抗体検査費用の全額を助成。 ・接種費用の全額を助成 ・助成回数：1回
おたふくかぜ (通年)	1歳以上	・1回の接種につき4,000円を上限として助成 ・助成回数：1回

※ロタウイルスの予防接種は、令和2年(2020)年8月以降に生まれたお子さんを対象に、令和2年(2020)年10月から定期接種となりました。なお、ロタウイルスの予防接種を平成31年4月1日～令和2年9月30日までに受けたお子さんを対象に、接種費用助成ができます。希望される方は、下記までご連絡ください。

申請方法：申請書を町公式ホームページからダウンロードして、必要書類を添えて健康福祉課健康づくり係まで申請してください。(申請書を郵送することも可能ですので、下記までご連絡ください)

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の方へのお知らせ

傷病手当金

傷病手当金は、双葉町国民健康保険・福島県後期高齢者医療の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われることにより、その療養のため仕事を休み、事業主から給与等の一部又は全部を受けることができなかった場合に支給されます。

支給を受けるためには、申請が必要です。事前に電話でお問い合わせください。

対象要件

- (1) 会社等から給与の支払いを受けていること
- (2) 新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われたことにより、その療養のため仕事を休んだこと
- (3) (2) により連続する3日間を含み、4日目以降も仕事を休んだ日があること
- (4) 療養のため休んでいる期間に給与等の支払がない（無給）、又は一部減額されていること

支給対象期間

令和2年1月1日～令和3年6月30日

支給額

(直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象となる日数
(※1日当たりの支給額には上限があります)

【問い合わせ先】 健康福祉課 国保年金係 ☎0246-84-5205

＊ ＊ 双葉町の県内総合健診の取り組みについて ＊ ＊

令和2年9月から10月にかけて県内8カ所で行われた総合健診では、申し込みの約90%の方が受診されました。はじめて、感染症対策のため受付時間を割振って案内しましたが、大きな混乱もなく終了できました。ご協力ありがとうございました。

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの総合健診を計画しています。健（検）診は「健康づくりをはじめるきっかけ」のひとつです。また、これまでの生活習慣の見直しや早期がんの発見につながる貴重な機会です。

今年の総合健診の意向調査も、例年どおり6月中旬実施を予定していますのでお申し込みをお待ちしています。

【問い合わせ先】 健康福祉課 健康づくり係 ☎0246-84-5205

◆ ◆ ◆ 令和3年度の婦人がん検診の意向調査へのご協力ありがとうございました ◆ ◆ ◆

県内にお住まいの双葉町の女性の皆さんに婦人がん（子宮がん検診は20～84歳の女性、乳がん検診は40～84歳の女性）の意向調査をお送りし、多数の方に申し込みをいただきました。ご協力ありがとうございました。

なお、申し込みを忘れていた方や85歳以上の方などで

婦人がん検診をご希望の場合、4月中に下記までご相談ください。

【問い合わせ先】 健康福祉課 健康づくり係 ☎0246-84-5205

..... 双葉町国民健康保険からのお知らせ

社会保険に加入された方は資格喪失の手続きを行ってください

国民健康保険にご加入の方で、就職等により社会保険へ加入された方は、国民健康保険の資格喪失手続きをご自身で行う必要があります。社会保険に加入しても、国民健康保険の資格喪失の手続きは自動では行われませんので、速やかに手続きを行ってください。

国民健康保険の資格喪失の手続きは、「国民健康保険被保険者異動届」に記入・押印し、国民健康保険を喪失する方全員分の新しい保険証のコピー（保険証が交付前の場合は加入を証明するもの）・国民健康保険の保険証・免除証明書を添付して、下記まで提出してください。郵送でも手続きすることができます。

また、国民健康保険の保険証を使用して受診している医療機関がある場合は、窓口で保険証の変更をお伝えください。社会保険については、お勤めの会社・事業所等へご確認ください。

第三者行為による交通事故などにあつた場合はご連絡ください

国民健康保険に加入されている方が第三者（自分以外の人）の過失による行為で負傷した場合、保険証を使用して治療を受けることができますが、本来その治療費は加害者が負担すべきものです。そのため、双葉町が治療費を一時的に立て替え払いし、後日加害者に請求することになります。第三者（自分以外の人）の過失による行為で負傷し、保険証を使用して治療を受ける場合には、「第三者行為による傷病届」等の提出が必要になりますので、必ず速やかに健康福祉課までご連絡ください。

ただし、加害者から治療費を受け取った場合や労災保険適用の対象となる場合には、保険証は使用できませんので、ご注意ください。

第三者行為に該当する事例

交通事故、傷害行為によるケガ、他人のペットによるケガ、スキー・スノーボードなどの接触事故、飲食店での食中毒

ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間を過ぎたあと、新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。新薬に比べ、開発費を抑えられるため、安価に作ることができます。ジェネリック医薬品を選択すると医療費を減らすことにつながります。希望される方は、保険証に同封しております希望シールを使用するか、医療機関受診や調剤の際に医師・薬剤師へ相談してください。双葉町の医療費削減にご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 健康福祉課 国保年金係 ☎ 0246-84-5205

令和3年度 狂犬病予防注射について

例年4月から6月までは狂犬病予防注射月間です。法律により、生後91日以上飼育犬は毎年1回の狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。

ただし令和3年3月2日～12月31日までの間に新型コロナウイルス感染症の拡大状況から、この期間にやむを得ず狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった場合には、その事情が解消され速やかにその犬の狂犬病の予防注射を受けさせた場合は、法令で定められた期間（4月1日～6月30日）に注射を受けさせたものとみなします。



当町では本年度の狂犬病の集団予防注射を実施いたしませんので、避難先での新型コロナウイルス感染症の拡大状況に十分留意しながら、最寄りの動物病院での予防注射や避難先自治体での集合予防注射などにより接種いただきますようお知らせいたします。

動物病院で予防注射を受けた場合は、「注射済証」が発行されますので、飼育犬の登録をされてある避難先自治体の所管課へ、注射済票の交付についてお問い合わせください。

なお、飼育犬の登録は、現在居住している自治体に届け出ることが法律により義務づけられております。双葉町に飼育犬の登録をされている方は、現在避難されている自治体へ変更登録されますようお願いいたします。この変更登録手続きにつきましては、避難先自治体の所管課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 住民生活課 生活環境係 ☎ 0246-84-5206

◆ 国民年金保険料「学生納付特例制度」について ◆

～ 4月より新年度の申請受付が始まります～

学生納付特例制度は、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定以下の場合、申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。申請書の受付は、双葉町いわき事務所（各支所でも受付できます。）または最寄りの年金事務所となります。

令和3年度保険料：月額 16,610円です。

【対象になる方】

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修大学、各種学校（※）に在学する学生の方です。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程（私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限られます）

なお、一部の海外大学の日本分校、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

【所得の目安】

学生本人の前年所得が118万円以下（ただし、学生に扶養家族がいる場合は、基準額が変わります）

【追納制度（後払い）について】

学生納付特例が承認になった期間は、将来受け取る年金の受給資格期間は確保されますが、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。



そこで社会人になったら

学生納付特例制度を受けた月以降の10年以内であれば保険料を追納できます。

追納することで将来の年金額を増やすことができます。

ただし、3年目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に加算額が上乗せされます。



※学生でも上記制度に該当しない方、学生の方以外で国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料が免除・猶予される制度もありますのでご相談ください。

【問い合わせ先】 健康福祉課 国保年金係 ☎ 0246-84-5205

双葉町社会福祉協議会

～ 4月 健康運動教室・サロンのお知らせ～

こころとからだの健康のため、運動不足を解消しましょう。参加をご希望の方は、事前申し込みが必要となりますので、下記お問い合わせ先へご連絡ください。

● 健康運動教室

会 場	開催日	時 間	問い合わせ・申込先
南東北総合卸センター 2階第6会議室 (郡山市喜久田町卸1丁目1-1)	①第1、3水曜日 ②第1、3木曜日 ③第2、4木曜日 のいずれか	13:30～15:00	郡山事務所 ☎ 024-973-5291
福島市老人福祉センター2階研修室 (福島市仁井田ハツ割川原3)	4月20日(火)		

● 社協サロン

会 場	開催日	時 間	問い合わせ・申込先
郡山市喜久田公民館会議室 (郡山市喜久田町堀之内字下河原1)	4月26日(月)	10:00～11:30	郡山事務所 ☎ 024-973-5291

消防署からのお知らせ

地震対策を万全に!

家具転倒防止

地震が起こったとき、真っ先に身に危険を及ぼすのは家具類です。春は就職や転勤、入学など新生活が始まる季節です。引っ越しや模様替えを検討している方が多いと思います。これを機に家具の転倒防止を行いましょう。

家具固定の前に配置を見直しましょう!

- ① 避難の妨げとなる場所には家具を置かない。
- ② 寝室や幼児・高齢者がいる部屋にはなるべく家具を置かない。
- ③ 地震時の出火を防ぐため、火気の周辺に家具を置かない。
- ④ 家具の上にガラス製品等落下すると壊れるものは置かない。
- ⑤ 重いものを下の方に収納し、倒れにくくする。

家具固定方法

- ① L型金具等で壁下地にネジで固定。
- ② 突っ張り棒で天井を押す力で転倒防止。
- ③ マット式で床と家具を密着させ転倒防止。



食料、飲料などの備蓄は十分ですか?

電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に、普段から飲料水や保存の効く食料などを備蓄しておきましょう。

保存性のよい食料を少し多めに「買い置き」し、その備蓄した食料を、日常的に食べて、食べた分を買い足す「ローリングストック」が無駄なく有効です。



火事と救急は119番 <消防署連絡先>

・浪江消防署 ☎0240-34-4111
・富岡消防署 ☎0240-22-2119

環境省 福島地方環境事務所からのお知らせ ～中間貯蔵施設について～

◇中間貯蔵工事情報センターについて

▶ 中間貯蔵工事情報センターでは、工事の進捗を紹介するため、中間貯蔵施設をバスで巡る見学会を開催しています。4月は、9日(金)、24日(土)を予定しています。

見学のお申し込み・お問い合わせは、中間貯蔵工事情報センター(☎0240-25-8377)までお願いします。

◇輸送について

双葉町内中間貯蔵施設の受入・分別施設等への輸送の状況は下記のとおりです。

・2020年度は、1,038,970 m³搬入しています。(2015年からの累計は2,960,613 m³) ※3月15日現在

◇保管場及び陳場下交差点の放射線監視

▶ 空間線量率の測定により、除染土壌等の搬入による周辺への影響は見られないことが確認されています。今後もしっかりと安全対策及び放射線の監視を行ってまいります。

▶ 中間貯蔵施設及び周辺モニタリングの結果については、以下のJESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)のHPで公表しております。(URL) <http://www.jesconet.co.jp/interim/operation/monitoring.html>



【問い合わせ先】福島地方環境事務所 中間貯蔵部 中間貯蔵総括課 ☎024-563-1293

事業者の皆さまへ 福島県経営金融課から補助金のお知らせ

1

1 「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」の第10次公募を行います。

- **対象者** …………… 原子力災害発生時に12市町村内で事業を行っていた中小事業者又は社会福祉法人
- **対象事業** …………… ① 12市町村内において事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合
② 原子力災害後、休業していた者、または休業していたとみなせる者で12市町村外において事業再開等を行う場合
- **内容** …………… 店舗や事務所整備などの事業に要する経費の一部を補助
- **公募期間（予定）** …… 令和3年3月下旬～8月16日（確定次第、本県HPでお知らせします。）
締切：（1回目）5月15日 （2回目）8月16日

※令和3年度の公募は申請の受付を2回に分けて、審査及び交付決定を行います。

2

2 「福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金」の第9次公募を行います。

- **対象者** …………… ① 公募開始日から遡って5年以内に創業した者又は創業する者
② 原子力災害時に12市町村内において事業を行っていなかった事業者であって12市町村内において事業展開を行う者
- **対象事業** …………… 12市町村内において事業を行う場合であって、働く場・買い物をする場などまち機能の早期回復や、原子力被災事業者の事業・生業の再建に資する事業
- **内容** …………… 店舗や事務所整備などの事業に要する経費の一部を補助
- **公募期間（予定）** …… 令和3年4月16日～9月30日（確定次第、本県HPでお知らせします。）
締切：（1回目）6月15日 （2回目）9月30日

※令和3年度の公募は申請の受付を2回に分けて、審査及び交付決定を行います。

【問い合わせ先】 福島県経営金融課 ☎ 024-521-8657 (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/>)



厚生労働省福島労働局委託事業「福島雇用促進支援事業」

福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ



就職相談 あなたの「働きたい」をサポートします！

「応募までの一歩が踏み出せない」「自分の強みやアピールポイントがわからない」「早く就職するために計画的に進めたい」「たくさん応募しているのに採用されない」こんな困りごとはありませんか？

就職活動の進め方やハローワークの活用方法など、相談員がさまざまなアドバイスを行います。

あなたのサポーターがここにいます！



- **電話** …… フリーダイヤル ☎ 0120-810-650 受付時間：平日9時～12時、13時～16時30分
- **メール** …… ホームページ (<https://fkkyouyou.net/>) の専用フォームから24時間受付中
- **窓口** …… ※予約制（フリーダイヤルにお問い合わせください）

【求職者向け】職場体験実習 “大人のインターンシップ” 参加者大募集！

就職活動に一歩が踏み出せず不安、未経験の職種にチャレンジしてみたいけど自分に合うかわからない…。そんな方、必見！！ 県内594事業所で、さまざまな業種の中から、興味のあるお仕事を体験できるチャンスです。求人票だけではわからない仕事の内容や職場の雰囲気、自分で「見て！聞いて！やってみる！」そんな体験型の就職活動はいかがですか。是非お気軽にお問い合わせください。

**お申し込み
随時受付中！**

- **体験期間**：1～3日
- **体験時間**：体験先の所定労働時間内（8時間以内）
- **体験先**：職場体験実習登録事業所
- **体験内容**：会社見学や事業説明、簡単な業務体験など

【問い合わせ先】 ホームページ [働きたいネット](#) で検索

福島広域雇用促進支援協議会 福島統括窓口（福島市中町4番20号 みんゆうビル202号）
☎ 024-524-2121 FAX 024-524-2125



令和2年度 下条行政区総会開催（書面決議）のお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の収束が未だに見込めないため、感染防止の観点から、会場での総会開催を断念し、書面議決にて行わせていただきます。また、総会資料を送付するにあたり、全戸の避難先住所を把握しておりませんので、総会（書面決議）に参加される方は、下記までのご連絡をお願いいたします。

締め切り 令和3年4月12日（月）

総会資料は下条行政区で避難先住所を把握している方と、参加申し出のご連絡をいただいた方に、お送りさせていただきます。

下条行政区長 作本 信一 ☎090-7062-4083

// 副区長 宮本 孝男 ☎090-4885-2279

双葉の風だより

全国に避難されている皆さんから寄せられたお便りの一部をご紹介します



【随想】「炭素社会」からの

脱却を目指して

「カーボンフリー」を目指した国際規約として「IPCC」（気候変動に関する政府間パネル）として「パリ協定」が設立され、21世紀末の、なるべく早期に世界全体の「温室効果ガス」の排出量を実質ゼロにすることを目標に、「脱炭素化」を目指して、国連の場において世界の二百万国が5年ごとに、それぞれ最大の努力目標を再提出することで、削減量が上積みされ、「いつの日か」排出量は「ゼロに近づく日が来る」という希望的な協定なのです。

そこでまずCO2の有効活用をしてカーボンフリーに挑戦すべきと考え、ネットで探してみましたところ、「東京工業大学」で研究・開発に挑戦していることが判明したのですが、研究の詳しい内容については知る由もありませんが、我が国は「自然科学研究」先進国と自画自賛し、喜んでおります。つまり、素人の考えですがCO2から酸素分子1個を分離しCOに変換、再度燃焼させることでCO2の有効活用が可能になると理解しております。

さらには、究極のクリーンエネルギー発電方式と言われる「人工太陽光方式」による「核融合発電」を世界に先駆け実用化すれば「カーボンフリー」が実現します。

この電力を充電してこそその真のEV（電動車）なので、早期に実現することを念願いたします。

令和3年3月 古室 仁（浜野）

人のうごき2月分

敬称略

お誕生おめでとうございます

氏名	生年月日	保護者	行政区
佐渡 匠眞	2月11日	勝・貴世芳	郡山

お悔み申し上げます

氏名	年齢	死亡日	行政区
館林 芳子	63	1月26日	細谷
板倉 慶子	88	1月29日	下条
高野 トク	102	1月30日	山田
志賀 シツエ	96	2月10日	長塚一
田中 清邦	49	2月17日	長塚一

連絡のついた方で、了承の得られた方のみ出生、死亡の方の名前を掲載しています。

なお、掲載を希望しない場合は秘書広報課までご連絡ください。

秘書広報課 ☎0246-84-5202

【文芸】

川柳・好き嫌いすききら なくして長寿と言う 秘訣ひけつ

・お立ち酒 涙でかすむ 母の顔

・ネクタイで 慶弔けいちょう分ける 黒背広

・耳遠く なって聞こえる 佛声

・浄じようの塩 いのちの重さ 血の重さ

今泉 禮子（長塚二）

双葉町民の避難状況

（令和3年2月28日現在）

※平成23年3月11日時点の住民基本台帳人口から死亡者を引き、出生者と転入者を加えた人口を示しています。

・福島県内に避難されている方 4,017人

・福島県外に避難されている方 2,777人

記録として次の世代へ
ふるさと

絆通信

第96号



ずっと、ふるさと。双葉町。



双葉町を忘れない

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、そして東京電力福島第一原子力発電所の事故により、私たち双葉町民はふるさと双葉町を離れ、今もなお全国に分かれて避難生活を送っています。

先の見えない不安な生活の中で、町民の皆さんが毎日をどのような思いで過ごし、ふるさと双葉町への思いを抱き続けているのかを、皆さんの声をお聴きしながら「ふるさと絆通信」として連載しています。

そして「ふるさと絆通信」を通して、皆さんの双葉町への思いと心の絆がより一層深まることを期待いたします。



「ふるさと絆通信」で

あなたの想いを伝えてみませんか。

ふるさと絆通信では、避難されている皆さんへ想いを伝えていただける方を募集しています。

避難生活での活動や日々の生活の中で感じていること、ふるさと双葉町への想いをこのコーナーでお話ください。双葉町民の方ならどんなでも結構ですので、ご連絡をお待ちしています。

株式会社鹿島印刷所（南相馬市）の記者が町民の皆さんの避難先を訪問し、インタビュー取材をさせていただきます。

掲載する文章は、その内容をもとに記者が作成しますので、インタビューをお受けいただいた方が文章を作成する必要はありません。

【問い合わせ先】 秘書広報課
☎ 0246-84-5202



こくぶん しんいち
國分 信一 さん

(長塚二)



●避難先●
福島県いわき市

山に囲まれた生活から海の見える双葉町へ

旧・本宮町の出身で、高校卒業を経て東京電力(株)に入社し、会津地方で水力発電部門に配属されました。その後、昭和44年、原子力部門に異動となり、福島第一・第二原発での勤務となりました。当初、大熊町に住みましたが、一旦会津に戻つての勤務を経て、昭和50年から再び福島第一原発に戻り、双葉町での生活を始め、同町出身の妻と結婚し町内に家を建てました。

また、震災の6年前には東電を退職し、関連会社に転籍して福島第二原発で働いていました。

原発の事故の教訓を伝えるために

震災前、原子力発電所運転員の教育訓練(学科・実技)の教師を担当し、事故後は、福島第一事故のような深刻な事態を起こさない、また、そうした状況に対応できるよう、全国の原子力発電所に出向き、図上演習の実施、及び運転責任者の試験問題作成・検討に携わりました。その関係から2年前に関連会社を退職してからは、原子力発電所運転責任者(筆記・口答)試験委員と更新時の講習時、講師を委嘱されています。

「双葉町」との再会、そして県内へ

町を離れてから川俣町の避難所や次男が住む千葉県を経て、東京都内で生活をしていま

した。都会暮らしでは、勤務先以外、外との関りがほとんど無い中、家族を相次いで亡くしたことも重なり、孤独に苛まれることもありました。しかし、支援団体や東京ふれあい双葉会の活動に参加し町民同士での交流をするうちに、少しずつ気持ちが前に向くようになり、3年前東京を離れ、現在いわき市の復興公営住宅勿来酒井団地で生活しています。

悠々自適のつもりだったが

勤務先を退職しいわき市に移ってから、一人である日々はつまらないと感じていたとき、団地自治会の立ち上げについて話があり、役員就任を勧められました。余生は悠々自適にというつもりでしたが、周囲の皆さんと関われば、何かが変わるかもしれないと思い、2年前、自治会発足と同時に役員を引き受けました。

被災地同士の交流、そして帰還への望み

自治会活動の傍ら、復興庁等が主催する岩手・宮城県津波被災地と交流する事業に参加させていただいてお互いの被災経験や復興についての理解を深めました。

環境が整えば町に戻って生活し、三陸からいわきまでの「みちのく潮風トレイル」を繋いで、故郷・双葉町の復興と、後世に震災と原発事故を忘れず、伝え続けるために少しでも関わればと思っています。

編集後記

今月の表紙は、3月6日に友好都市である埼玉県加須市で行われた、加須市3.11モニュメント除幕式での一場面です。この日除幕されたモニュメント（記念碑）に刻まれた「希望」の文字を揮毫（きごう）した渡部翠峰（正義）さん（長塚一・写真中央）と撰文を揮毫した赤荻北洲さん（左）と記念碑を制作した藤田博史さん（右）が並んで記念撮影を行いました。除幕式は屋外で新型コロナウイルス感染症対策を取り開催され、多くの関係者や町民の方々に記念碑の除幕を見守っていただきました。

新年度となりましたが、令和2年度は始まりから終わりまで、新型コロナウイルス感染症対策が欠かせない1年となりました。友好町である京丹波町の太田昇町長と伊澤史朗町長がオンラインで対談するなど、離れた場所にいる人とコロナ禍の中でどのような交流ができるのかについて、考えさせられた1年でした。今年度も新型コロナウイルス感染症対策をとりつつ、紙面を充実させられるように努めてまいります。

今月のベストスマイル



加須市3.11モニュメント除幕式で、菅本章二さん（浜野）の笑顔です。



連絡先

- **いわき事務所**
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19-4
☎ 0246-84-5200
FAX 0246-84-5212
✉ futaba@town.futaba.fukushima.jp
- **郡山支所**
〒963-8024
福島県郡山市朝日一丁目20番2号
☎ 024-973-8090
FAX 024-933-5120
✉ fukushima@town.futaba.fukushima.jp
- **埼玉支所**
〒347-0105
埼玉県加須市騎西36番地1 加須市騎西総合支所2階
☎ 0480-53-7780
FAX 0480-53-7266
✉ saitama@town.futaba.fukushima.jp
- **コミュニティセンター連絡所（午前9時～午後4時）**
〒979-1471
福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西39-22
☎ 0240-23-0051
FAX 0240-23-0052
- **南相馬連絡所（午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分）**
〒975-0039
福島県南相馬市原町区青葉町2-62-2
（浪江町役場南相馬出張所内2階）
☎ 0244-32-1275
FAX 0244-32-1277
- **つくば連絡所（月・火・水 午前9時～午後5時）**
〒305-0044
茨城県つくば市並木3丁目1 551棟
☎/FAX 029-854-7511

- **双葉町公式ホームページ**
<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/>
- **双葉町公式YouTubeチャンネル**
<https://www.youtube.com/user/futabakoho>

- **双葉町復興ポータルサイト**
<https://www.futaba-fukkou.jp/>
- **双葉町公式ブログ「ブログふたばのわ」**
<https://futabanowa.wordpress.com/>

